

学生版

福祉のプロを目指す
あなたを応援します!

受講料が
半額で済んで
助かった!

現場で学び
福祉人になる
自信できたわ!



介護職員初任者研修受講料
70,500円(基準)
地域福祉サポートちたのその年の研修費を
基準にします。

学生のうちに
福祉の基礎資格を取りたいけれど
ちょっと高いなあ!

そう思っているあなたに!



特定非営利活動法人ゆめじろう

「介護職員初任者研修受講支援制度」



受講料の半額
30,250円を
ゆめじろうが負担!

+

自己負担
30,250円

500時間働くと残りの
30,250円もボーナスと
して受け取れます。

実質自己負担 **0円**

【制度の利用条件】

ゆめじろうで250時間以上のアルバイトをできる人

- ヘルパー業務を含むホ仕事を250時間以上していただきます。250時間に満たなくても経過しなくてもBランクになった人にはその時点で条件を満たしたものとします。
- ※Bランクとは、5~10人の利用者の支援が一人でできるようになった状態です。
- ※ランクの見直しは半年に1回の頻度で実施ます。
- ※条件を満たした場合は、半額の受講料を返済する必要はありません。
- ※本契約前の20時間の試用期間も250時間に含めます。
- ※資格取得後は、ヘルパー業務は必ず行っていただきます。

【進め方】

その1 面接と5時間程度の現場実習を行う。

- 制度を利用してトライいただくか意思確認と判断を行います。
- ※現場実習中も給料をお支払いします。

その2 介護職員初任者研修を受講する。

- 地域福祉サポートちた等の実施する研修費のうち半額はゆめじろうが負担、残りの半額をご自身で支払います。

その3 ゆめじろうでのアルバイト（ヘルパー）を行う。

- ※アルバイトはヘルパー以外にも放課後等デイサービス、生活介護、グループホームなどがあります。ただし、ヘルパーは必ず行ってください。また、資格取得前でもヘルパー以外のアルバイトは行うことができます。

【条件が満たせなかった場合】

- ゆめじろうの負担した受講料の半額分全額の返却をお願いします。
- 卒業時またはアルバイト契約を打ち切った時点で①②の条件を満たしていない場合はゆめじろうが負担した受講料半額を返却していただきます。
- ※アルバイトの給料から少しずつ返済し、条件を満たした時点でボーナスとして受け取る方法をお勧めいたします。例：5,000円×6ヶ月=30,000円の返却、条件達成時にボーナスとして30,000円受け取る。

パート版

特定非営利活動法人ゆめじろう

「介護職員初任者研修受講支援制度」

福祉のスキルアップを目指す
あなたを応援します！

いろいろな福祉の
仕事にチャレンジで
きるようになって、
給料も上がった。

受講料が
半額で済んで
助かった！



介護職員初任者研修受講料
70,500円(基準)
地域福祉サポートちたのその年の研修費を
基準にします。

受講料の半額
30,250円を
ゆめじろうが負担!

+

自己負担
30,250円

500時間働くと残りの
30,250円もボーナスと
して受け取れます。

実質自己負担 **0円**

福祉の仕事の楽しさが分かった。
思い切って基礎資格を取りたい
けれどちょっと高いなあ！

そう思っているあなたに！



【制度の利用条件】

ゆめじろうで250時間以上のお仕事ができる人(した人)

- ①これからゆめじろうで250時間以上お仕事(ヘルパーを含む)をしていただける方。
 - ②これまでゆめじろう(ひるじろう、こじろう、グループホームなど)で、お仕事をした人で、今後介護職員初任者研修を受講し、ヘルパーのお仕事もしていただける方。
- ※これまでゆめじろうでお仕事した実績も250時間に含めます。
※条件を満たした場合は、半額の受講料を返済する必要はありません。
※本契約前の20時間の試用期間も250時間に含めます。

※資格取得後は、ヘルパー業務は必ず行っていただきます。

【進め方】

その1 面接と5時間程度の現場実習を行う。

制度を利用してトライいただくか意思確認と判断を行います。
※現場実習中も給料をお支払い致します。

その2 介護職員初任者研修を受講する。

地域福祉サポートちた等の実施する研修費のうち半額はゆめじろうが負担、もう半額をご自身で支払います。
※援助する研修費はその年の地域福祉サポートちたの実施する介護職員初任者研修の受講料を基準にし安い方の半額までとします。

その3 ゆめじろうでヘルパー業務を行う。

※アルバイトはヘルパー以外にも放課後等デイサービス、生活介護、グループホームなどがあります。ただし、ヘルパーは必ず行ってください。また、資格取得前でもヘルパー以外の仕事(ヘルパー実習を含む)を行うことができます。

【条件が満たせなかった場合】

ゆめじろうの負担した受講料の半額分全額の返却をお願いします。
雇用契約を打ち切った時点または2年間で250時間の条件を満たしていない場合はゆめじろうが負担した受講料半額分をすべて返却していただきます。
※アルバイトの給料から少しずつ返済し、条件を満たした時点でボーナスとして受け取る方法をお勧めいたします。例：5,000円×6ヶ月=30,000円の返却、条件達成時にボーナスとして30,000円受け取る。